

4

23

国指定記念物 名勝

県指定記念物 名勝

じょうど が はま
浄土ヶ浜

- ◇ 指定日 平成24年1月24日(国指定) 昭和29年4月5日(県指定)
- ◇ 所在地 日立浜町
- ◇ 所有者 国(環境省)ほか

名勝浄土ヶ浜とは、臼木半島^{うすき}北東部のいわゆる浄土ヶ浜とその北に隣接する蛸の浜^{たこ はま}を含めた区域です。浄土ヶ浜は、臼木半島の北側四方からほぼ東方に向かって突き出た半島で、灰白色の流紋岩^{りゅうもんがん}からなり、激しい海食^{かいしょく}を受けた結果、鋸歯状^{きょしじょう}にあるいは絶壁^{きゅうがい}や急崖をなして海に臨み、独特な景観



となっています。岩峰には、植物の生育を許さず灰白色の鋭峰^{きつりつ}を天に屹立するもの、あるいはアカマツの自然林に被われハマハイビャクシン・ハマギク・スカシユリ等で彩られた緑の岩山があり、それらが澄んだ海の色に映える繊細にして豪壮な景観です。

蛸の浜^{たこ はま}は、暗灰黒色の白亜紀の礫岩層^{あんはいこくしよく はくあき れきがんそう}でできており、浄土ヶ浜の灰白色の火成岩^{かせいがん}に対し、暗灰黒色^{すいせいがん}の水成岩は変化のある対照をなしています。ここは海食洞^{かいしょくどう}の発達^{どうもん}が著しく、一部には洞門^{どうもん}なども見られます。

(『岩手の文化財』より引用)